

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 2 月 6 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国民年金関係 2 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600233号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600035号

第1 結論

昭和51年*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

平成9年6月から平成12年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年*月から昭和57年3月まで
② 平成9年6月から平成12年3月まで

請求期間①については、私が20歳になった昭和51年*月以降にA市役所の窓口で国民年金の加入手続を自分自身で行い、収入が少なかったため免除申請の手続を行ったと思うが、国の記録によると、国民年金保険料の未納期間となっている。

請求期間②については、年配者を対象とした講座の講師を担当するに当たり国民年金保険料を納付していないのはよくないと思い、それまで国民年金保険料の免除申請を行ってきたが、B市C区役所の窓口で国民年金保険料の納付手続を自分自身で行い、その後は納付書で国民年金保険料を納付したが、国の記録によると、国民年金保険料の申請免除期間のままとなっている。

請求期間①については国民年金保険料の申請免除期間に、請求期間②については国民年金保険料の納付済期間に、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者は、20歳になった昭和51年*月以降にA市役所において国民年金の加入手続を行い、免除申請の手続を行ったと主張しているところ、請求期間①における国民年金保険料の免除申請については、年度ごとに申請を行う必要があり、申請の際には、国民年金手帳記号番号が必要となる。

しかしながら、請求者が現在所持している国民年金手帳記号番号は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和57年10月にD市において払い出されていることが推認でき、それ以前に請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡も見当たらないことから、請求期間①において、請求者に対して国民年金手帳記号番号は付番されておらず、国民年金の未加入期間であったと推認され、請求者は、請求期間①における国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、A市は、昭和61年以前における年金の情報については確認できないため、請求者が国民年金の加入手続を行っていたか、また、免除申請を行っていたかは不明である旨回答しており、請求者が請求期間①について主張している国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免

除申請に関する具体的な状況が不明である。

このほか、請求期間①に係る請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

- 2 請求期間②については、請求者は、国民年金保険料の免除申請を行っていたが、B市C区役所において国民年金保険料の納付手続きを行い、平成9年6月分の国民年金保険料から納付書で毎月納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間②は申請免除期間と記録されており、請求者の主張どおりに当該期間に係る国民年金保険料を毎月納付していたとすると、免除期間の訂正や取消又は過誤納が複数回発生することとなるが、オンライン記録において、免除期間の訂正や取消又は過誤納が発生したという事跡は見当たらない。

また、B市は、請求期間②における国民年金の記録を保管していないため、請求者の国民年金保険料の納付状況を確認できない旨回答している。

なお、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料を納付する契機として、B市において年配者を対象とした講座の講師を担当するに当たり、国民年金保険料を納付する必要があるのではないかと考えたためである旨主張しているところ、B市が提出したB市市政だより（平成9年*月*日号）に、講座の講師として請求者の氏名及び写真が掲載された記事があるものの、これをもって請求者が請求期間②に係る国民年金保険料を納付したと判断することはできない。

このほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600225 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600036 号

第 1 結論

昭和 46 年 10 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 10 月から昭和 50 年 3 月まで

私は、20 歳頃 (昭和 46 年頃) は A 市 B 区に居住し、23 歳の頃 (昭和 49 年頃) は C 市 D 区に居住していたが、住民票は実家のある E 市に置いていたので、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を自宅に来る集金の人に納付してくれていた。両親は既に亡くなっているが、当時、両親と同居していた姉が証言してくれている。

婚姻に際し、父親からもらった国民年金手帳は紛失したが、父親が、姉と同様に私の請求期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間における請求者の国民年金保険料を父親が納付してくれたことを姉が証言してくれると主張しているところ、その姉は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付も父親がしてくれたこと並びに昭和 46 年頃に集金人が請求者の国民年金保険料を含め 4 人分の国民年金保険料を支払ってもらいますと言っていたことを記憶していると陳述している。

一方、請求者の父親が、実家の所在地である E 市において請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付したとすれば、昭和 46 年当時、E 市において、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないところ、請求者が所持している国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和 49 年 3 月に C 市 D 区において払い出されていることが推認でき、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者に対して、E 市で払い出された国民年金手帳記号番号は見当たらない。

また、E 市の国民年金被保険者名簿によると、前述の C 市 D 区で払い出された国民年金手帳記号番号が記載されていること、昭和 50 年 10 月 8 日付けで C 市 D 区を旧住所として E 市に転入し、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間に係る国民年金保険料が昭和 51 年 1 月 31 日付けで納付が開始された記録が確認でき、請求期間に係る国民年金保険料については納付年月日の押印が無く、納付した記録は確認できない。

さらに、請求者は、昭和 52 年 5 月の婚姻に際し、実家がある E 市において国民年金保険料を納付してくれていた父親から受け取った年金手帳を A 市 F 区役所に持参して国民年金の手続を行った旨陳述しているところ、A 市 F 区の国民年金被保険者名簿によると、前述の C 市 D 区において払い出された国民年金手帳記号番号が記載されていることから、請求者は、当該国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を F 区役所に提示したものと推認できる。

加えて、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれたとする父親は既に亡くなっていることから、請求期間における納付状況について証言を得ることはできず、E市は、請求期間の集金人に係る名簿等の関連資料を保管していない旨回答していることから、請求期間における集金人に関する収納状況について確認することができない。

このほか、請求者及びその父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。